

一般社団法人 館山市シルバー人材センター定款

平成24年4月1日施行（平成23年3月28日議決）

平成26年4月1日施行（平成25年6月19日議決）

令和3年6月21日施行（令和3年6月21日議決）

第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人館山市シルバー人材センターと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県館山市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、館山市内に居住する定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるようにし、もって高齢者福祉の向上及び高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 この法人は、社会教育施設の日常業務を遂行し、もって地域教育文化の振興及び向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供事業
- （2）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために行う、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業
- （3）高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習事業
- （4）高齢者の就業に関する普及啓発事業
- （5）高齢者の安全で適正な就業の推進事業
- （6）高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るためのボランティア活動事業
- （7）高齢者の在宅生活維持向上事業
- （8）高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業
- （9）環境美化事業
- （10）教育文化の振興事業
- （11）公共施設の受付、清掃、管理事業
- （12）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業を理解している、次のいずれにも該当する個人

①館山市に居住する原則として60歳以上の者

②健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認め、会長が推薦し理事会の承認を得た個人とする。

(3) 賛助会員 館山市に住所又は事業所がある個人又は団体であってこの法人の目的に賛同し、事業に協力するもの

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日の2週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 全ての正会員及び特別会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は法人が解散したとき。
- (4) 館山市に居住しなくなったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 総会の運営については、総会において別に定める。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び特別会員（以下、この条において「正会員等」という。）の議決権総数の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日々の2週間前までに、正会員等に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員及び特別会員（以下、この条において「正会員等」という。）の議決権総数の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、正会員等の総数の半数以上

であって、正会員等の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員若しくは特別会員等を代理人として議決権の行使を委任できる。

2 前項後段の場合において当該代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を執行する。この代行及び職務執行はあらかじめ理事会が指定する順序に従って行うものとする。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により理事及び監事を解任しようとするときは、当該理事及び監事に対し、当該総会の日の2週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、解任が決議されたときは、当該理事及び監事に対し、通知するものとする。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、職務を執行した対価として報酬を支給できる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給できる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬及び費用に関する規程による。

(役員賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般社団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、一般社団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 規程類の制定、変更及び廃止。ただし、この定款で別段の定めのあるものを除く。

(5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(6) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第22条第3項により指定された順序に従い副会長が招集する。

3 会長及び副会長ともに欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産、会計及び剰余金分配の禁止

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議によって定める。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類は承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第37条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、館山市その他の地方公共団体、国、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は橋本[◇]道、中村榮治及び小林増吉とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この変更は、令和3年6月21日から施行する。